

## 就学援助 新入学用品費（入学準備金）の入学前支給について

町では、令和6年4月に小学校へ入学予定の児童の保護者の内、経済的な理由で就学が困難な人（※下記支給対象に該当する人）に新入学用品費を入学前に支給します。支給を希望する場合は、必要書類を添えて提出してください。

なお、新2年生以降の児童の保護者には、毎年度学校より申請の案内がありますので確認してください。

### 支給の対象

- 1 新年度4月に南三陸町立小学校へ入学予定の児童の保護者
- 2 今年度の就学援助の認定要件に該当する場合※

### 認定要件

#### （1）一般の要保護者・準要保護者

- ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者。
- ・前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた人。  
生活保護の停止または廃止、町民税の非課税または減免、国民年金の掛金の減免、児童扶養手当の支給など

#### （2）東日本大震災による被災者

- ・所有または居住する住宅が、り災証明書により全壊、大規模半壊または半壊と判定されており（一部損壊を除く）経済的理由から就学が困難となった世帯で、上記「（1）一般の要保護者・準要保護者」の認定要件に相当する人など

### 注意

- ①次に該当する場合は、入学前支給の対象とはなりません。  
▶入学前に町外へ転出する場合  
▶来年度4月に町立の小学校へ入学されない場合
- ②今回の申請は、新入学用品費（入学準備金）の支給に限定していますので、入学後の就学援助費の申請については改めて手続きが必要となります。

### 申請手続き

就学時健康診断の際に配布する申請書に記入押印の上、必要書類を添付して教育委員会事務局学務係（本庁舎1階）まで提出してください。

### 提出期限

12月22日(金)

☎ 教育委員会事務局 学務係 ☎46-2604

## 令和6年度 南三陸町放課後児童クラブ利用申請のお知らせ

令和6年4月からの利用申請受付を実施します。

利用を希望する人は、受付日・場所などを確認の上、手続きを行ってください。

志津川地区放課後児童クラブ、歌津地区放課後児童クラブ、戸倉地区放課後児童クラブ利用申請受付をします。

### 1 申請書類配布

- 配布開始日 11月8日(水)～
- 場 所 保健福祉課子育て支援係、歌津総合支所、志津川地区放課後児童クラブ、歌津地区放課後児童クラブ、戸倉地区放課後児童クラブ

### 2 利用申請受付

- 受付日時 11月29日(水) 午前9時～午後6時30分
- 場 所 総合ケアセンター南三陸1階 相談室（子育て支援係カウンター向かい側）

### 3 その他

- ①新1年生については、入学式前の令和6年4月1日から利用可能です。
- ②年度途中からの利用を希望する場合は、利用開始希望日1カ月前に保健福祉課子育て支援係窓口へ申請してください。
- ③南三陸町HPで申請に必要な書類の様式をダウンロードできます。  
※令和6年度申請から就労証明書の様式が変更になります。

☎ 保健福祉課 子育て支援係 ☎46-1402 子育て支援センター ☎46-3042

## 起業化計画を2次募集します

本事業は、地域資源を活用して新たに事業を開始しようとする人を支援する制度です。補助金の交付を受けようとする人は、起業化計画に募集し、審査会の認定を受ける必要があります。

### ◆応募要件

次の全てを満たすことが必要です。

- ・フランチャイズ・チェーンに加盟していない人
  - ・町内に住所を有する個人、団体または法人
  - ・会社法第2条第3号に該当する子会社でないこと
  - ・事業を開始していない人または事業開始後2年内の人
  - ・暴力団員による不当な行為などに関する法律第2条第2号に規定する暴力団員に関係しない人
  - ・町税などの滞納がない人
- ※完納証明書は、町民税務課で交付申請してください（手数料がかかります）。

### ◆補助対象事業

次の全てを満たすことが必要です。

- ・新たに開始する事業であること（既に事業を行っている者が新たに他の業種の事業を始める場合を含む）。
- ・地域の資源（人材、技術力、原材料など）を活用して行う事業であって、地域課題の解決など、町の活性化に資するものと認められる事業であること。
- ・継続が見込まれる事業であること。
- ・下記事業に該当しないこと。  
日本標準産業分類における農業、林業、漁業、金融業および保険業、不動産業、娯楽業のうち興行団、競輪、競馬などの競争業、競技団、遊技場、その他の娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業のうち政治、経済、文化団体および宗教並びに外国公務、風俗関連営業、その他公序良俗などの観点から補助対象とすることが適当でないと思われる事業。
- ・宗教活動、政治活動および公序良俗に反する活動並びにこれらに類する事業でないこと。

### ◆補助対象経費

#### ①施設設備費

- ・事業所の整備工事費、設備・機械などの購入経費。
- ・土地、建物、設備・機械などの借入経費。（対象期間は12カ月）

#### ②雇用経費（対象期間は3カ月）

- ・雇用者（雇用保険加入者に限る）の件数費（対象期間3カ月）
- ※①～②のうち、他の補助制度からの補助金などを受けたものがある場合は、その経費を除きます。

### ◆補助額

補助対象経費の4分の3以内

### ◆補助限度額

200万円

※認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明を受けた人は、50万円を上限に加算することができます。

### ◆応募方法

#### ①応募書類

- ・応募申込書
- ・起業化計画（添付書類を含む）
- ・完納証明書

#### ②起業化計画書提出期限 12月15日(火)

#### ③提出先 商工観光課 商工業立地推進係

下記事項を必ずお読みください。

※詳細は、令和5年度南三陸町起業化計画募集要領を必ずご覧ください。

商工観光課に備え付けのほか、町ホームページからもご覧いただけます。

※起業化計画の募集に応募した人は、起業化計画認定審査会に出席していただきます。審査会の日程などは、改めて通知します。

こちらから指定する日程以外での審査は開催しません。

※町ホームページから「起業化計画書」などの様式をダウンロードすることができます。

☎ 商工観光課 商工業立地推進係 ☎46-1385